

\_\_\_\_\_ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. \_\_\_\_\_

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

## エネクス・インフラ投資法人の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

評価対象： エネクス・インフラ投資法人  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

エネクス・インフラ投資法人（本投資法人）は、2019年2月13日に東京証券取引所のインフラファンド市場に上場した投資法人である。本投資法人の投資対象は、サステナブル（持続可能）な社会の実現に対する国際的な関心の高まりや政府による導入推進策に牽引される再生可能エネルギーの導入拡大の可能性に着目し、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第2条第3項に定めるもの）等としている。再生可能エネルギー発電設備等のうち、太陽光発電設備等への投資割合は50%以上、太陽光発電設備等以外の投資対象として、風力発電設備等、水力発電設備等及びバイオマス発電設備等に対して50%以下の比率（取得価格ベース）で投資を行う方針である。本投資法人のスポンサーは、伊藤忠エネクス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社マーキュリアインベストメント及びマイオーラ・アセットマネジメントPTE.LTD. (Maiora Asset Management Pte. Ltd.) の4社である。資産運用会社は、エネクス・アセットマネジメント株式会社である。

本投資法人は2020年7月時点で全国に6発電所40.3MW（パネル出力）の太陽光発電設備を有している。本投資法人の特徴は、スポンサーである伊藤忠エネクス株式会社が有する太陽光を始めとする優良な再生可能エネルギー設備を優先的に取得することができるスポンサー・サポートを享受している点にある。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド、グリーンローンおよび投資証券（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018

年版)」<sup>1</sup>、「グリーンローン原則（2020年版）」<sup>2</sup>、「グリーンボンドガイドライン 2020年版」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020年版」<sup>3</sup>に適合しているか否かの評価を行う。なお、上記原則・ガイドラインは負債性商品を対象としており、投資証券については、直接上記原則・ガイドラインを適用できないため、参照する形で評価を行う。

本フレームワークでは、グリーンファイナンスで調達した資金は、稼働済の再生可能エネルギー発電設備等（太陽光発電設備）の取得資金、借入金の借換資金又は投資法人債の償還資金等のリファイナンス資金、組み入れ物件の改修資金等に充当される予定である。JCR では、本資金用途が、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、高い環境改善効果が期待できると評価している。また、上記発電設備の取得に際し、プロジェクトの選定においては本資産運用会社の委託業務管理規程に定める一般的な選定基準を充足し、業務経験が5年以上であり、かつ、運用資産の分類において業界内での評価が高い第三者たる専門家による経済的調査、物理的調査及び法的調査を適正かつ十分に実施することが定められている。当該調査を反映し、想定される環境への負の影響の回避・低減・排除等の適切な対策を講じていることから、負の影響が環境改善効果を上回る蓋然性も低いと評価している。

本投資法人のグリーン適格資産の選定基準及びプロセス、資金管理体制は適切に構築されていること、資金充当状況および環境改善効果に関するレポートは定期的に公表予定であり、環境改善効果に係る KPI も適切であること、スポンサーの伊藤忠エネクスが環境面で重視している低炭素社会への貢献の考え方に沿って本投資法人および本資産運用会社が運営されていること等より、JCR では本投資法人が適切な管理運営体制を構築し、調達を行うグリーンファイナンスに関して高い透明性を有していることを確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしており、投資証券についても同様に参照する基準を充足していると JCR は評価している。

---

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Market Loan Association) Green Loan Principle 2018  
<https://www.lma.eu.com/>

<sup>3</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>  
サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインは本フレームワークにおいて対象外

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークで定められた資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <資金使途にかかる本フレームワーク>

###### 【資金使途の概要】

本投資法人が本フレームワークに基づき、投資口、借入及び債券にて調達する資金は、本資産運用会社の委託業務管理規程に定める一般的な選定基準を充足し、第三者である専門家の調査を経た太陽光発電設備等の取得資金、第三者評価レポートでの発電量予測等に基づき将来における二酸化炭素削減効果が期待できる太陽光発電設備等のリファイナンス資金、及び組み入れ物件の改修資金等に充当します。

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた事業は、太陽光による再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待できる。

本フレームワークによって調達した資金の使途は、稼働済の再生可能エネルギー発電設備等（太陽光発電設備）の取得資金、借入金の借換資金又は投資法人債の償還資金等のリファイナンス資金、組み入れ物件の改修資金等に特定されている。なお、投資口の場合には、エクイティという性質上、資金使途に運転資金が含まれる場合がある。本投資法人は、投資法人規約において、事業内容を再生可能エネルギーへの投資と明確に定めている。JCRでは、本資産運用会社へのヒアリングを行い、投資法人規約で定めた投資対象が、予見される将来において変更されないことを確認している。そのうえで、再生可能エネルギー事業のみを行う本投資法人の事業運営に必要な資金として、運転資金を本フレームワーク内で資金使途に含めることについて問題ないと判断している。

太陽光発電は化石燃料を代替することで CO<sub>2</sub> 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。日本の再生可能エネルギー発電量は、2017年時点で全体の発電量の約16%、そのうち5%が太陽光発電設備によって賄われており、水力に次いで大きな比率を占めている。このことから、太陽光発電の再生可能エネルギーを導入することは、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、高い環境改善効果が期待できる。

日本では、太陽光発電設備が次々と建設されている状況にあるが、今後長期的に同設備が高い発電性能を維持していくためには、再生可能エネルギーに特化したインフラ投資法人が取得時のデュ

ー・ディリジェンスを経験値の高い外部専門家によって行い、技術力の確かな O&M 業者により適切に維持管理していくことが重要である。また、太陽光発電設備の開発業者のバランスシートを軽くし、新たな開発を促すためにも、インフラ投資法人の役割は重要であると JCR は評価している。

2020 年 10 月時点で、本投資法人が取得している太陽光発電設備は 6 物件 40.2MW である。本投資法人が所有する発電設備は全て日本に所在している。2020 年 12 月には新たに 1 件取得予定としている。スポンサー・グループからの太陽光発電施設のパイプラインには 7 物件 81.9MW が予定されており、今後も継続的な規模の拡大が見込まれる。

(本投資法人のプロジェクト一覧) (取得予定資産含む)

物件番号	プロジェクト名	所在地	パネル出力 (kW)(*)	想定年間発電電力量 (20年間平均) (MWh)	年間CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )(**)	取得年月日	供給開始日
S-01	高萩太陽光発電所	茨城県日立市	11,544.32	13,319	6,153	2019/2/13	2016/11/21
S-02	千代田高原太陽光発電所	広島県山県郡	1,595.28	1,829	1,163	2019/2/13	2014/11/13
S-03	JEN防府太陽光発電所	山口県防府市	1,940.64	2,262	1,439	2019/2/13	2016/1/27
S-04	JEN玖珠太陽光発電所	大分県玖珠郡	1,007.76	1,097	508	2019/2/13	2016/3/1
S-05	鉾田太陽光発電所	茨城県鉾田市	21,541.32	23,948	11,064	2019/2/13	2017/7/18
S-06	長崎琴海太陽光発電所	長崎県長崎市	2,661.12	2,924	1,354	2020/1/17	2019/3/22
S-07	松阪太陽光発電所	三重県松阪市	98,003.40	101,609	47,959	未定	2019/3/18
合計			138,293.84				

\* : 出力規模ベースの発電出力を記載している。

\*\* : CO<sub>2</sub>削減量計算方法=想定年間発電電力量×調整後排出係数 (平成 30 年度 (最新の数値))

想定年間発電電力量は、供給開始日を開始日として、各太陽光発電設備のテクニカルレポートから取得した数値を用いている。したがって各太陽光発電設備の 20 年間の期間は一致しない。

- ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

## b. 環境に対する負の影響について

本投資法人では、太陽光発電設備の取得時に事業リスクの特定を行っている。その中で環境に対する負の影響を与えると考えられる「事故・災害による運用資産の毀損、滅失又は劣化のリスク」について、デュー・ディリジェンスを行い、テクニカルレポート、土壌調査に関するレポートおよび地震リスク分析報告書等を取得し、耐震性能判断その他事故・災害における資産の毀損状況についてリスクの検証を行っている。リスクの特定は資産運用会社の担当部署であるインフラ・ファンド運用部が行い、環境に対する負の影響が確認された際には、当該影響の原因となっている事象を排除すべく、社内外の専門家の有する知見等により対応することを予定している。

JCR は、本投資法人が 2020 年 10 月時点で保有している全グリーン適格資産及び 2020 年 12 月に取得を予定している物件に関し、本投資法人から提供された上記の各種レポートにより、リスクの検証が適切に行われていることを確認した。

## c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12 : つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

##### <グリーンファイナンス実行の目標にかかるフレームワーク>

##### (本投資法人の長期ビジョンに立った投資方針)

スポンサーが保有・開発・計画中の優先的売買交渉権を取得しているパイプライン物件（累計234.4MW）を中心に取得を進めていき、総資産として上場後5～6年で1,000億円規模を目指します。また、スポンサー及び資産運用会社が有するソーシングルートを活用し、太陽光発電設備を中心としながら、風力・水力発電設備の組入れを進め、より分散の効いたポートフォリオの構築及びさらなる資産規模の拡大を目指します。

##### <本フレームワークに対するJCRの評価>

本投資法人の基本理念は、二酸化炭素をほとんど排出しない再生可能エネルギーで地球環境への貢献と持続可能な社会を実現するベスト・パートナーになることである。また、本投資法人の主要なスポンサーである伊藤忠エネクスは、経営理念である「社会とくらしのパートナー～エネルギーと共に・車と共に・家庭と共に～」のもと、エネルギーの安全供給に加えお客様の求める多様なサービスと価値を迅速そして丁寧にお届けすることを第一の使命としております。事業活動の推進にあたり、社会で解決すべき課題の中から、優先的に取り組むべき重要項目を選定のうえ展開・深耕し、真に持続可能な社会の発展に貢献することを目指している。当該スポンサーの理念の下、開発された再生可能エネルギー設備により、基本理念に掲げている社会の実現に努めている。

以上より、JCRは、スポンサーの企業ビジョンおよび本投資法人の目標と本フレームワークで定めた資金使途が整合的であると評価している。

## b. 選定基準

### <選定基準にかかるフレームワーク>

#### (プロジェクトの選定基準)

資金充当対象プロジェクトは、売主から提供される情報に加えて、原則として、本資産運用会社の委託業務管理規程に定める一般的な選定基準を充足し、業務経験が5年以上であり、かつ、運用資産の分類において業界内での評価が高い第三者たる専門家によるバリュエーションレポート、不動産鑑定評価書、テクニカルレポートを取得するほか、必要と判断する場合にはその他の第三者たる専門家の報告書等を取得し、経済的調査、物理的調査及び法的調査を適正かつ十分に実施し、当該運用資産の投資対象としての妥当性を検討したプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとします。

- 関係法令（再エネ特措法、電気事業法その他の電気事業関連法規、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）その他建築関連法規及び自治体による指導要綱等並びに自主規制団体による自主規制等）が遵守されていること
- 所有権及び敷地等の権利関係が適切に取得されていること
- O&M業務の外部委託により、適切なメンテナンスを実施すること
- 対象設備の取得にあたり、紛争が生じていないこと
- 第三者評価レポートでの発電量予測等に基づき、発電設備の取得時点から将来における二酸化炭素削減効果が期待できること

### <本フレームワークに対するJCRの評価>

本フレームワークにおける資金用途については、評価フェーズ1で詳述の通り、高い環境改善効果を有すると評価している。また、本フレームワークで定められた選定基準において本投資法人が想定している外部専門家による報告書について、JCRは全グリーン適格資産について確認を行ったところ、厳格な基準により選定された外部専門家による詳細な調査・検討が、経済的・物理的・法的に実施されていることを確認した。また、全物件において上記の選定基準を満たしていることを本投資法人から提出された資料により確認した。

以上より、JCRは本投資法人が定めた選定基準が適切であると評価している。

## c. プロセス

### <プロセスにかかるフレームワーク>

#### (プロジェクトの選定プロセス)

##### 1. プロジェクト選定関与者

調達資金の用途となるプロジェクトは、資産運用会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」）のインフラ・ファンド運用部により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定が行われています。

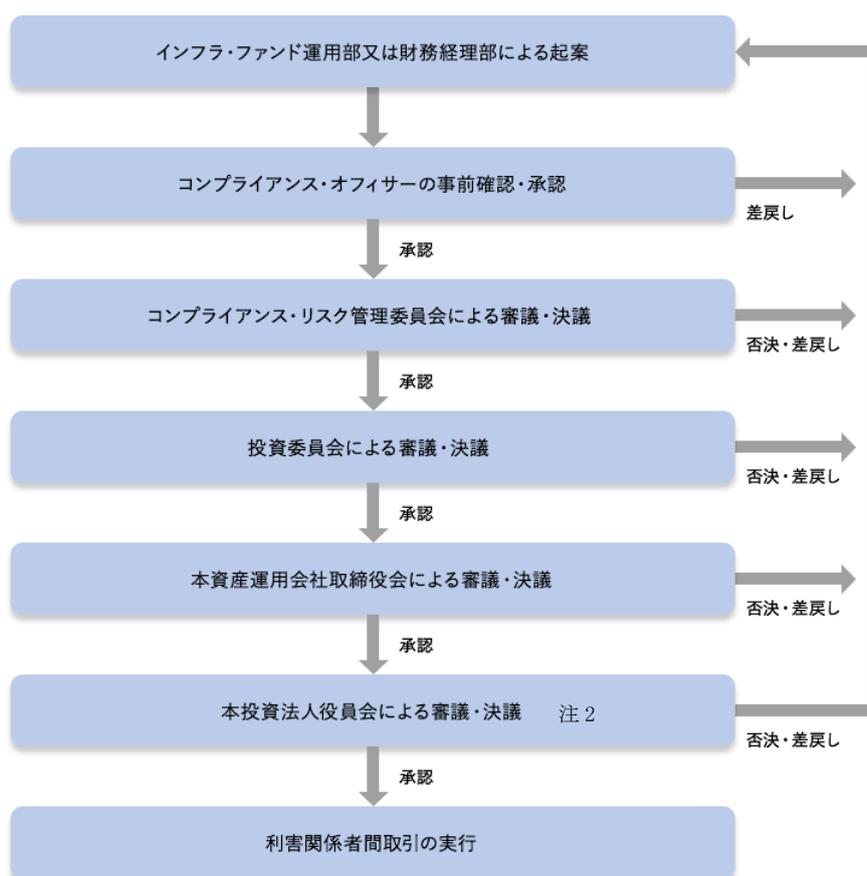
## 2. プロジェクト選定プロセス

対象資産の取得及び譲渡については、起案部署であるインフラ・ファンド運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーの事前確認及び承認、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議及び決議並びに投資委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議されることにより、実行されます。

- ・ ただし、当該対象資産の取得及び譲渡が、利害関係者間取引に該当する場合には、取締役会の決議後、さらに本投資法人の役員会に上程され、本投資法人の役員会において審議及び承認されることにより、実行されます。なお、かかる意思決定手続の各過程において承認されず又は否決されたコンプライアンス・リスク管理委員会の審議及び決議並びに投資委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議議案は、起案部署に差し戻されるものとします。
- ・ また、コンプライアンス・リスク管理委員会及び投資委員会における決議は、コンプライアンス・オフィサーと外部専門家の出席を必須とし、議決権を有する委員の3分の2以上の出席及び出席委員全員の賛成により行うものとしています。

(注 1) 投資方針の策定並びに対象資産の取得及び譲渡についてはインフラ・ファンド運用部が起案部署となり、資産管理計画書の策定については財務経理部が起案部署になります。

(注 2) 投資方針及び資産管理計画書の策定若しくは変更が、利害関係者との取引に関する事項の策定若しくは変更である場合又は対象資産の取得若しくは譲渡が、利害関係者間取引に該当する場合



### <本フレームワークに対する JCR の評価>

プロジェクトを選定する際のプロセスは、起案担当部署、決裁プロセス関係者が明確である。また、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議及び決議並びに投資委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議されることとなっており、適切な機関決定プロセスを経ていると評価できる。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートに記述されているほか、プロセスは投資法人債又は借入れの場合は、投資法人債発行時の債券内容説明書または借入時の貸付基本合意書で投資家または貸付人に開示予定であるほか、投資口の場合は有価証券届出書に記載される予定であり、JCR では投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかるフレームワーク>

##### (調達資金と資産の紐付方法)

- ・ 調達資金は調達時に選定された個別のプロジェクト等に全額紐付けられております。

##### (調達資金の追跡管理の方法)

- ・ 本投資法人は、投資口の募集、借入、債券発行等によって調達した資金を特定の口座で管理し、速やかにその全額を本フレームワークで定めた適格プロジェクトに充当致します。
- ・ 口座のモニタリング等の管理は、資産運用会社の財務経理部が行い、出金時には、財務経理部長及び代表取締役社長の決裁が行われて出金指示が行われます。上記入出金手続きは、社内の内部監査及び監査機関による外部監査の対象となっています。
- ・ 調達資金の充当は原則的には即日に行われます。
- ・ 投資口、借入、または債券の発行により調達した資金を充当した資産の管理は、グリーン適格ポートフォリオとして全体で行い、充当額及び未充当資金の額を追跡可能な形で管理します。調達資金の充当状況については、ICMA のグリーンボンド原則等に則り、調達資金全額を充当するまでの間、半年に1度有価証券報告書又は半期報告書等にて投資家または貸付人に開示の予定です。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークにおける資金使途は、稼働済の再生可能エネルギー発電設備等（太陽光発電設備）の取得資金、借入金の借換資金又は投資法人債の償還資金等のリファイナンス資金、組み入れ物件の改修資金等に個別に紐づけられている。

調達された資金は、本投資法人が用意する特定の口座にて管理し、速やかに全額が適格プロジェクトに対して充当される。出金時には、本資産運用会社の財務経理部長および代表取締役社長による決裁が行われる。また、これらの入出金手続きは、内部監査および監査法人による外部監査の対象となっており、入出金にかかわる監査が適切に行われる予定である。

なお、本投資法人の投資先は、投資法人規約において全て稼働済みの再生可能エネルギー発電設備等の取得資金に限定されていることから、JCR では、本投資法人が、債券および借入金のほかに投資口によって調達した資金の全額が、グリーン適格資産への充当であることを確認している。なお、投資口は償還期限がなく、将来にわたって存続し続けるほか、流通市場では他の投資口との区別も困難である。一方、本投資法人の資産の全てがグリーン適格であると評価できることから、本投資法人が、本フレームワークの下で調達した資金の管理を、本投資法人の保有しているポートフォリオ全体との比較において行う予定であることは、適切であると JCR は評価している。

また資金充当状況及びグリーン適格ポートフォリオの状況は、決算期ごとに有価証券報告書等又は半  
期報告書等にて投資家等に公表される予定である。

以上より JCR では資金管理について、その妥当性および透明性は高いと評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して発行または実行が行われるグリーンファイナンスの発行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティングにかかるフレームワーク>

###### (資金の充当状況に関するレポーティング)

###### 【銀行借入・投資法人債】

調達された資金は近日中に全額を充当予定であることを債券内容説明書、貸付基本合意書の中で開示予定です。未充当資金が発生した際には、投資法人規約に基づき流動性・安全性の高い普通預金等で資金管理し、本投資法人の投資方針に基づき、将来の資金充当対象プロジェクトに類する資産の取得資金等に充当する予定です。

###### 【投資口】

調達された資金は近日中に大半を充当予定であることを有価証券届出書の証券情報の中で開示予定です。本投資法人の投資方針に基づき、将来の資金充当対象プロジェクトに類する資産の取得資金等や運転資金については、投資法人規約に基づき流動性・安全性の高い普通預金等で資金管理します。

- ・ 資金を充当した資産はポートフォリオ管理とし、適格資産一覧を少なくとも年次でウェブサイト上にて開示します。
- ・ 資産の売却、滅失、入れ替え等、ポートフォリオに変更があった際は、適時にウェブサイト上で開示します。

###### (環境改善効果に関するレポーティング)

・ インパクト・レポーティングについては、ICMA のグリーンボンド原則等に則り、調達資金全額を充当するまでの間、当社ウェブサイト上にて、決算期毎に開示予定です。

環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを予定しております。

- ① 適格グリーンプロジェクト (=保有プロジェクト) の一覧
- ② 適格グリーンプロジェクトによって削減された CO<sub>2</sub> 排出量
- ③ 適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量実績値

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

###### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本投資法人がグリーンファイナンスで調達した資金の用途は、銀行借入・投資法人債の場合は債券内容説明書および貸付基本合意書の中で開示予定である。また、投資口の場合は、有価証券届出書の証券情報の中で公表が行われる予定である。なお、未充当資金は普通預金等で管理される予定である。また、資金充当が可能な適格資産の一覧を決算期ごとに開示し、資産の売却・滅失等によりポートフォリオに変更があった場合は、適時にウェブサイトにおいて開示を行う予定である。

以上より、JCR では、上記開示項目は適切であると評価している。

## b. 環境改善効果に係るレポート

本投資法人では、環境改善効果に関するインパクト・レポートについて、①適格グリーンプロジェクト（＝保有プロジェクト）の一覧、②適格グリーンプロジェクトによって削減されたCO<sub>2</sub> 排出量および③適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量実績を、決算期毎に開示の予定である。これらの開示項目には、発電量・CO<sub>2</sub> 削減量といった定量的指標が含まれており、JCR では適切であると判断している。

JCR では、上記レポートについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等々を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本投資法人は、伊藤忠エネクスを始めとするスポンサーの強力なサポートによってスポンサー・サポート契約を通じて、スポンサー・グループが有する安定した物件開発能力に裏打ちされた将来のパイプラインを有しており、積極的に外部成長を図っている。

本投資法人の主要なスポンサーである伊藤忠エネクスは、その経営理念「社会とくらしのパートナー～エネルギーと共に・車と共に・家庭と共に～」の下、事業領域に掲げる「社会インフラとしてのエネルギーから、人を育み、くらしと心を豊かにするエネルギーまで」を3つの部門（電力・ユーティリティ部門、ホームライフ部門及び生活・産業エネルギー部門）において提供してきており、従来型エネルギー<sup>(注2)</sup>に加えて再生可能エネルギー（風力、水力、太陽光）に関してもその普及・拡大に努めている。本投資法人に対しては再生可能エネルギー発電設備等の開発に基づくパイプライン・サポートを提供するとともに、開発済案件を取得するウェアハウジング機能を提供することにより、本投資法人の外部成長をサポートしている。また、伊藤忠エネクスは、ステークホルダーの期待する「安全安心」をテーマに、持続可能な社会の実現に貢献していくことを当社の社会的責任としている。エネルギー企業である伊藤忠エネクスがステークホルダーから期待されている責任とは、「エネルギーを通して貢献できる社会的な価値の創造と提供」と考えている。伊藤忠エネクスグループはさまざまな機会を通して多様なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、消費者の目線に立って自らに求められる社会的責任を考え、社会や環境の「安全安心」をメインテーマとして持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指している。エネクスが重要な社会的責任として特定した項目は以下の通りである。

 <b>環境と生きるために 環境の「安全安心」への責任</b> <b>低炭素社会への貢献</b> 低炭素社会に向けたCO <sub>2</sub> 削減の取り組み <b>環境保全</b> 美しい地球環境や地域環境を守る取り組み	 <b>社会と生きるために 社会の「安全安心」への責任</b> <b>地域社会への貢献</b> 災害時のエネルギーライフラインを守る取り組み <b>保安確保</b> エネルギーに触れるお客様・地域の安全を守る取り組み
---	--

（出典：伊藤忠エネクス株式会社ウェブサイト）

伊藤忠エネクスでは、環境負荷低減、多様な価値創造、健全な事業活動（ガバナンス）を重点項目として掲げており、その中で継続的な環境保護と改善活動に取り組んでいくとしている。

本投資法人は、主要なスポンサーである伊藤忠エネクスが目指す低炭素社会への貢献を実現するための重要な役割を担っている。本資産運用会社は、経営理念に「私たちは、再生可能エネルギーへの投資を通じ、地球環境に配慮した社会の創造と、人々の豊かな暮らしの実現を目指します。」と掲げている。本投資法人のトップメッセージにおいても、上記理念を重視していることから、JCR では、本投資法人が環境問題への貢献を重要課題として捉え、経営陣が明確にイニシアティブをとって推進していると評価している。

また、本投資法人が再生可能エネルギー発電設備を取得する際には、本資産運用会社内の担当部署であるインフラ・ファンド運用部がリスクの確認を行っているほか、インフラ・ファンド運用部では、太陽光発電設備に関する専門的知見を有したスタッフが配置されている。また、物件の選定基準で記述の通り、経済的調査・物理的調査および法的調査を十分な経験を有する外部専門家から第三者レポートを取得することで検証している。

取得後の管理に関しては、オペレーター選定基準に基づきエネクス電力を選定している。エネクス電力は 2002 年の設立以来、電力の安定供給のための管理運営業務を一貫して実施してきている会社であり、本投資法人は外部専門家を適切に用いて業務を遂行している。

以上から、JCR では、本投資法人の組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、太陽光発電設備に関する専門的知見を有する人材や外部の専門家のノウハウも活用している点に鑑み、適切にグリーンファイナンス実行方針・プロセスの策定およびグリーンプロジェクトの選定が行われていると評価している。

## ■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」において求められる項目について基準を満たしており、投資証券についても同様に参照する基準を満足していると JCR は評価している。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体/借入人：エネクス・インフラ投資法人（証券コード：9286）

### 【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

## 本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル